

～ふれあいと 対話が築く 明るい社会～

第54回 "社会を明るくする運動"

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪・非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

町では、次の行事を行いますので、ご協力をお願いいたします。

◎街頭広報キャンペーン

日 時 7月24日(土) 午前10時から

場 所 光スポーツ公園・図書館・町民会館・海洋センター
・木戸浜海水浴場

問 合 せ 保健福祉課 介護福祉班 ☎1158

町には、法務大臣から委嘱された7名の保護司がいます。保護司は罪を犯した人の改善や更生を手助けするとともに、犯罪の予防とその啓発を行っています。

《保護司》

青柳 亨 (篠本一区)
飯島紀美子 (芝 崎)
伊藤 雅美 (橋 場)
藤城 吉董 (宮 内)
實川 順昌 (関)
實川くに子 (長 塚)
實川 和彦 (辻)
〈敬称略〉



第55回

"社会を明るくする運動" 標語募集

標語のテーマ 「犯罪や非行の防止」
又は「犯罪や非行をした人の更生」

募集期間 7月31日(土)まで
(当日消印有効)

応募方法 はがき1通に1作品とし、
裏面に①作者名、②住所、
③電話番号、④学校名又は
勤務先、⑤年齢、⑥性別を
明記。応募枚数に制限なし。
入賞作品は、「第55回“社会
を明るくする運動”」の行事
等で活用されます。

そ の 他 入賞作品は、「第55回“社会
を明るくする運動”」の行事
等で活用されます。

郵送先・問合せ 〒100-8977 東京都
千代田区霞が関1-1-1
法務省大臣官房秘書課広報室
(はがき表面に「社明運動」
と朱書して下さい)

交通災害共済会員募集

家族そろってご加入を

交通災害共済は、交通事故による被災者に見舞金を贈ることにより相互扶助する制度です。

●共済期間と会費

平成16年9月1日から平成17年8月31日の1年間で1人700円(途中加入もできます)

●対象となる交通事故(国内の事故)

①車両(自動車・オートバイ・自転車など)の交通事故による事故で、自動車安全運転センターの交通事故証明書が交付されたもの

②電車等の運行による事故で、警察署が証明したものは駅長等現場の責任者が事故の事実を証明したものの

③車両の交通による事故(①の場合を除く)で、自動車損害賠償保障法により保険金等が支払われたもの

会員資格

①光町に住民登録をしている者

②光町に外国人登録をしている者

③光町に住民登録または外国人登録をしている者の扶養を受けている者(東京に下宿している学生等)

共済見舞金

①死亡 150万円

②障害 入院と通院治療実日数に応じた額で、2万円～50万円

③身障(1級又は2級) 障害見舞金の他に50万円

見舞金の請求

死亡の場合は速やかに、障害の場合は治ってから(症状が固定した場合も含む)請求してください。ただし、事故日から3ヶ月を経過しても治らない場合は請求できません。

申込み・問合せ

8月31日(火)までに総務課広報防災班へ
☎1211